

令和6年度第9回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 令和6年12月10日(火)

招集場所 米子市役所本庁舎401会議室

開 会 午後1時30分

出席農業委員 1番 赤尾昇委員 2番 足立康雄委員 3番 泉新一委員 4番 岩佐清志委員 5番 木下壽美子委員
6番 木村静子委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員
11番 高橋敦美委員 12番 宅野真二委員 13番 竹中誠一委員 15番 中本公平委員
16番 能登路幸輝委員 17番 船越真委員 18番 安井貴之委員 19番 米澤美憲委員
欠席議員 14番 田子博康委員

出席推進委員 廣東宣明委員 影嶋六郎委員 森中喜輝委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 大縄敬次委員 三島通政委員
住田一行委員 大塚清徳委員 福長正樹委員 高尾和広委員 中西文子委員 松本裕三委員 本池実委員
大家保委員 尾坂宣雄委員 福島公明委員 橋本慎一委員 田中英省委員

事務局 古橋事務局長 福田担当事務局長補佐 妹尾係長 道下係長 渡邊主事

傍聴人 無し

日 程 1 会長あいさつ

2 議事録署名委員の指名

3 議事

(1) 農地法各条申請審議等

ア 第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第3号 米子市農用地利用集積計画の決定について

エ 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づく農用地利用集積等促進

計画に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (7) その他

議事開始 午後2時30分

議長（角会長）

それでは、第9回農業委員会総会を開きます。議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（角会長）

それでは、番号2の足立農業委員と番号3の泉農業委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は田子農業委員です。審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

3条の差し替え文書を机の上に置いてありますので、そちらをお使ください。

事務局（妹尾係長）

続いて、5条の議案及び別紙の訂正をお願いします。番号93の転用面積の測量に誤りがありました。別紙もあわせて訂正をしています。

事務局（渡邊主事）

続いて、5条の番号97について、隣接耕作者の同意と、農地区分の許可根拠の理由、土地売買価格に誤りがあり訂正したものを机の上に配布しています。

議長（角会長）

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは、4ページ番号36の河岡から、7ページ番号46の上福原について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

3条許可案件について説明いたします。その前に、番号41番は5条の関連申請になりますので、番号98以降に説明いたします。番号36河岡の議案について説明いたします。河岡の申請地については 米子道が佐陀川と交差する場所の西側にあります田3筆、965平方

メートルの農地をこの度合意され、売買されるものです。

番号37 富益・夜見の議案について説明いたします。富益・夜見の申請地はJR境線の弓ヶ浜駅の周辺に点在し、田1筆と畑10筆、2,823平方メートルの農地をこの度合意され、贈与されるものです。

番号38の淀江町佐陀の議案について説明いたします。淀江町佐陀の申請地については米子東病院の近くにあり、畑1筆、941平方メートルの農地を合意され、贈与されるものです。

番号39の石井の議案について説明いたします。石井の申請地は成実小学校の近くにあり、田2筆、1,789平方メートルの農地を合意され、贈与されるものです。

番号40の葭津の議案について説明いたします。葭津の申請地はソフトバンク鳥取米子ソーラーパークの近くの畑1筆、1,492平方メートルの農地を合意され、売買されるものです。

番号42の淀江町佐陀の議案について説明いたします。淀江町佐陀の申請地については壽城近くの田1筆、910平方メートルの農地を合意され、売買されるものです。

番号43の上福原の議案について説明いたします。上福原の申請地については米子警察署近くの田2筆、1,628平方メートルの農地の各筆の持分1/5を贈与されるものです。

番号44の上福原の議案について説明いたします。上福原の申請地については米子警察署近くの田1筆1,341平方メートルの農地の持分1/5を、贈与されるものです。

番号45・46の上福原の議案について説明いたします。米子警察署・米子消防署皆生出張所の近くにあり、45番の田1筆、1,107平方メートルの持分1/2と46番田3筆の2,969平方メートルの各筆持分1/5を交換されるものです。

3条許可案件はここまで10件となります。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（角会長）

番号36の河岡について、担当委員さんから補足があればお願いします。

高橋推進委員

番号36について補足いたします。譲渡人がほ場から離れたところに住んでおり、従来から手放したいという意向がありました。今回隣接耕作者である譲受人と話がまとまり、売買に至りました。11月27日に現地調査を行いました。3筆とも適切に耕うん耕作管理されており、許可については問題ないと思います。

議長（角会長）

番号37の富益町・夜見町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

足立農業委員

番号37について補足いたします。12月1日に木村農業委員と中西推進委員と私の3人で現地調査を行いました。場所については画面でご確認ください。申請地のほとんどの管理がおろそかになっており、家族間で相談し父親である譲受人への譲渡が決まりました。譲受人は白ネギ耕作者であり、譲渡後は白ネギを耕作する予定です。親子間の譲渡であり、許可については問題ないと思います。

議長（角会長）

番号38の淀江町佐陀について、担当委員さんから補足があればお願いします。

木下農業委員

番号38について補足いたします。11月28日に高濱推進委員と私の2人で現地調査を行いました。兄の土地をずっと耕作していた弟へ贈与するものです。きれいに耕作されていたので、許可については問題ないと思います。

議長（角会長）

番号39の石井について、担当委員さんから補足があればお願いします。

福長推進委員

番号39について補足いたします。11月28日に岩佐農業委員と私と事務局の3人で現地調査を行いました。現在も田です。2筆ですが、1つのは場で耕作されています。譲受人が分家であり、今後はこのは場も一緒に耕作をしていくということでした。許可については問題ないと思います。

議長（角会長）

番号40の葭津について、担当委員さんから補足があればお願いします。

松本推進委員

番号40について補足いたします。12月3日に角農業委員と私で現地調査を行いました。地目は田ですが、畑として使用しています。現在は耕作されていませんが、整地すればすぐに耕作できるようにはなっています。売買価格が周りに比べると高かったので両者に確認をしたところ、実際の売買は数十年前に終わっているとのことでした。許可については問題ないと思います。

議長（角会長）

番号41の尾高については5条の関連ということで、あとに回したいと思います。番号42の淀江町佐陀について、担当委員さんから補足があればお願いします。

木下農業委員

番号42について補足いたします。現在耕作している人が大山町に住んでいるため、地元に住んでいる人に売買するものです。現在は野菜を育てておられます。許可については問題ないと思います。

議長（角会長）

番号43から番号46の上福原について、担当委員さんから補足があればお願いします。

船越農業委員

番号43について補足いたします。番号44から46も関連ですので、あわせて補足いたします。11月26日に影嶋推進委員と私で現地調査を行いました。いずれの水田もきれいに管理されていました。申請者に確認したところ、当該地は先代が亡くなられた際に兄弟4人と長男の妻の5人の共有名義で相続されたということです。現在までは長男夫婦が耕作をされていました。兄弟のみなさんが高齢になってきたということもありまして、将来的な農業の継続のことも考えて贈与と交換によって農地の集積を行おうとするものです。許可については問題ないと思います。補足ですが、もう1筆については来月申請される予定です。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、8ページ、議案第2号をお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは、9ペー

ジ、番号87から番号90の石井について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

岩佐農業委員

番号87から番号90の議案について説明します。計画が同一のため、まとめて説明をいたします。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。南公園墓地の近くにある田4筆です。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。11月28日に福長推進委員と事務局の3人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、フェンス高さ1.2メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合同意を確認しております。土地改良区の該当は有りません。隣接土地所有者の同意につきましては一部同意がありませんが、苦情等が出た場合は誠意を持って対応するとの事業計画が提出されております。農地区分は、番号87と番号89が住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。番号88と番号90が、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設がある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号91の両三柳について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

泉農業委員

番号91の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。12月2日に大縄推進委員と現地確認を行いました。造成計画については最高30センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、高さ100センチメートルのL型擁壁を設置します。雨水の排水について、溜桝後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地の該当はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思ひます。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、10ページ、番号92と番号93の彦名町について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

高尾推進委員

番号92の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。11月28日に公本農業委員と現地確認を行いました。造成計画については最高20センチメートルの盛土造成を行います。流出防止措置として土羽打ちを実施します。雨水の排水について、雨水桝後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は合併浄化槽後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われまますので、よろしくお願ひします。

続いて、番号93の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、

一般住宅を計画したものです。11月28日に公本農業委員と現地確認を行いました。造成計画については現状のまま利用いたします。隣接地との間に100センチメートルの緩衝地を設置いたします。雨水の排水について、溜桝後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は公共下水道へ流す計画で問題ありません。自治会排水同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地の該当はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われるので、よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号94の大篠津町について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

本池推進委員

94番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。11月26日に角農業委員と事務局の3人で現地確認を行いました。造成計画については最高25センチメートルの盛土造成を行います。流出防止措置は周囲に既設の構造物があるため不要です。雨水の排水について、溜桝後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は合併浄化槽後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。自治会排水同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地の該当はありません。農地区分は、500メートル以内に駅・市町村役場等の施設がある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われるので、よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号95と11ページ、番号96の古豊千について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

安井農業委員

95番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。11月28日に森中推進委員と現地確認を行いました。造成計画については最高45センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等として、高さ70センチメートルのL型擁壁を設置します。雨水の排水について、溜桝後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。箕蚊屋土地改良区による雨水排水の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

続きまして、96番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、資材置場を計画したものです。11月29日に森中推進委員と現地確認を行いました。造成計画については最高50センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等として、高さ80センチメートルのL型擁壁を設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。箕蚊屋土地改良区による排水の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書、隣接耕作者の同意を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号97の尾高について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

番号97の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、住宅敷地の拡張を計画したものです。造成計画については現状のまま利用します。雨水の排水について、自然流下及び地下浸透後、既設道路側溝へ流す計画になっていますが、農水路にも流れ込む可能性があり、現在その確認をしております。汚水の発生はありません。実行組合の同意、隣接耕作者の同意を確認しております。土地改良区の該当はありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、14ページ、番号98の尾高について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

続きまして、番号98の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については、現地確認をしたところでもあります。画面をご覧ください。転用目的は、建築条件付売買予定地を計画したものです。12月1日に現地確認を行いました。造成計画については最高100センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等として、高さ最高150センチメートルのL型擁壁を設置します。雨水の排水について、溜柵後新設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。雨水に関して、計画図面上広大な面積をコンクリート張りにしており、最終的には側溝から近くの川へ流す計画となっております。隣接耕作者の同意、実行組合の同意を確認しております。土地改良区の該当はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（角会長）

3000平方メートル以上ということで、県の常設審議の対象になります。ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

関本農業委員

この近辺は伯仙小学校の近くで、相当、分譲地ができていると思うのですが、集落排水の汚水のキャパシティは十分あるのでしょうか。そのあたりを心配するのですが。

事務局（渡邊主事）

汚水については、担当課と協議がなされており、キャパシティについて問題ないことを確認しています。

関本農業委員

現在の稼働率などわかるのでしょうか。

事務局（福田担当事務局長補佐）

農業集落排水のキャパシティについては問題ないと把握しておりますが、稼働率などの数字については把握しておりません。確認させていただきます。

関本農業委員

問題ないなら、問題ない根拠を示してください。

議長（角会長）

事務局は早急に調べて、また皆さんに報告してください。

米澤農業委員

先ほどの関本農業委員の質問に関係しますが、オーバーフローしないということでしょうか。

議長（角会長）

安全率というものがあり、全員が使っても溢れないということですね。

米澤農業委員

浄化槽は1回あたり、どれくらいの水量なのでしょう。300リットルくらいでしょうか。

議長（角会長）

浄化槽の場合、一度に流すのではなく徐々に流します。流量計算書もありますので、それで確認ができます。

他にご意見はございませんか。

そうしますと、事務局には宿題を出しましたけれども、採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、6ページに戻りまして5条関連案件として番号41の尾高の議案について審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

番号41の尾高の議案について説明いたします。尾高の申請地は淀江岸本線近くで5条による転用の残地の畑1筆の57平方メートルの農地を合意され、贈与されるものです。ご審議よろしく願いいたします。

議長（角会長）

番号41の尾高について、担当委員さんから補足があればお願いします。

尾坂推進委員

番号41について補足いたします。8月4日に関本農業委員と現地調査を行いました。5条の番号98と関連がありましたので、あとから説明させてもらいました。5条の計画で中途半端な土地が残ってしまい、所有者が遠方におられることや複数人で共有していることから管理が難しく、隣接耕作者へ贈与をしたものです。隣接耕作者も遠方に住んでおりますが、地元の方で頻繁に帰ってきていること、甥が実家で農業をしながら生活していることを踏まえ、特に問題ないと思います。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、番号99の二本木・淀江町佐陀について審議いたします。なお、この案件に関しては10月に出されたときは農振農用地除外申請手続きに伴う異議申立期間中だったため審議を先送りにしたものです。担当委員さんから説明をお願いします。

木下農業委員

番号99の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、物流倉庫を計画したものです。11月28日に高濱推進委員と現地確認を行いました。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

森中推進委員

箕蚊屋土地改良区から意見書をもらったとありますが、どのような内容でしょうか。

事務局（福田担当事務局長補佐）

箕蚊屋土地改良区からは、転用について差支えないというものをいただいています。同意書と同様のものになります。

能登路農業委員

土地改良区としての問題に、雨水排水をいかに川に流していくのかというものがあります。敷地内に地下浸透させる溜枡を、今はよいものもあるということで、それを使い敷地内に流れる雨水を地下浸透させるということで、箕蚊屋土地改良区としても問題ないということでした。ただ、別の案件のように計画後に大幅に変更があるようでは困りますのでそれをきちんと知りたいのと、隣接耕作者の同意に関しても説明してもらいたいと思います。また、第三者が耕作している農地があり、こういった農地について目を光らせていかないといけないと思います。

事務局（福田担当事務局長補佐）

5条番号99の資料1から3を机上に配布しております。資料1が建物配置図で、黄色が建物になります。敷地の真ん中に農道と用排水路がありまして、東西に2つの地区にわかれますが、西側に事務所、倉庫棟と書かれた黄色いスペースがありまして、ここに建物がきます。資料2に建物の立面図を載せています。上が正面から見た図、下が横から見た図になっています。倉庫棟の正面に積込ヤードの屋根がついた建物になります。建物の高さが最大で9.5メートル、幅は117メートルあります。こちらについては今後計画変更等ないことを申請者に確認を取っています。資料3に、同意いただいた隣接耕作者の一覧を載せています。こちらが、今回関係する隣接耕作者の全てになりまして、みなさんから同意をいただいております。

能登路農業委員

今、建物と隣接耕作者についての説明がありましたが、この建物については今後変更がないということでよいのでしょうか。

事務局（福田担当事務局長補佐）

申請者にはそのように確認を取っています。

能登路農業委員

こういった大きな案件については、農振農用地だったところを我々農業委員会が解除に同意して県に出して、県で審議しておりてきたわけですが、一番よい農業ができる農地が段々つぶれていくということでは農業をする者がいなくなってしまうので、今後考えていけないといけないと思います。農業委員会として、農振農用地を守るという基本姿勢を貫いていけないのではないかと思います。今回皆さんの同意があれば許可ということになると思いますが、これがなし崩し的にあっちもこっちもとなると困ると思います。以上です。

事務局（古橋局長）

今、能登路農業委員からも話がありましたが、農振農用地の今後の保全についてですが、委員のおっしゃるとおりだと思います。優良農用地として米子市が定めた農地ですので、なし崩し的に減らしていくことは農業委員会として農家の代表として認められるものではないと思いますので、私の方からも農林課へは今後も言っていきたいと思います。

関本農業委員

用排水路を跨いで敷地に入るのは南側の1つだけでしょうか。

事務局（福田担当事務局長補佐）

敷地内を行き来するための出入口は1箇所です。それとは別に、歩行者用の通用口が計画されています。橋自体は既存の橋ですが、両側の敷地を行き来するための通用口というのが北側に計画されています。

関本農業委員

農業用水路については業者が維持管理するのでしょうか。

能登路農業委員

農業用水路については、業者が掃除をするということで箕蚊屋土地改良区と合意をしています。

事務局（古橋局長）

清掃に関して合意書があるとのことですので、確認し添付するように指導します。

森中推進委員

この業者は現在市内に会社があったと思いますが、この倉庫から県外に配送するという事なのではないでしょうか。現地確認をされた委員は、業者なのでどうにかしてあげなきゃいけないのではないかという意見でしたが、しかしそういった内容の業者なのではないでしょうか。この

業者は何十年も市内で営業しています。その辺の内容についてはわかりませんか。

事務局（福田担当事務局長補佐）

この業者の事業についてですが、山陰を中心に一般貨物運送業をされており、市外にも倉庫を持っておられます。今回建てる倉庫は、今後この業者の基幹店にすることを計画しておられ、運用状況を見て既存の施設は撤廃を検討していくと伺っています。

森中推進委員

県内の荷物をここの倉庫に集めるということでしょうか。

事務局（福田担当事務局長補佐）

県内、県外どちらもあるかと思います。

森中推進委員

能登路農業委員からも、一種農地を潰すのはどうかという話も出たし、内容も1ヘクタールという大きな面積なので、そこら辺を確認しながら説明してほしいですね。

議長（角会長）

色々ご意見いただきました。ありがとうございます。そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

能登路農業委員

関本農業委員からもあった、水路の合意書は出してください。

議長（角会長）

23日の常設には、写しを出そうと思います。

では、挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、17ページ、議案第3号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について、20ページ、番号12-1から番号12-3までを審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案のカッコ書き議案20ページは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。20頁番号12-1、12-2は再設定です。番号12-3は新規設定です。ご審議よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。そうしますと、番号12-1から番号12-3までを採決したいと思えます。異議のない方は、挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、22ページ、議案第4号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、23ページ番号12-1から51ページ番号12-99までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

議案22ページ農用地利用集積等促進計画各筆明細について説明いたします。28ページ番号12-19から12-24は、新規就農者の方です。34ページ番号12-37は、新規で農地台帳へ登録のあった法人です。37ページ番号12-50は、これまで個人で借りて耕作しておられた農地を、法人で借りるための設定です。38ページ番号12-51から12-92は耕作者が同じ名前の方ですが、解約により、担い手育成機構に戻された農地について、権利の設定をするものです。49ページ番号12-93は、耕作者が担い手機構になっておりますが、これは、整備事業のため中間保有するものです。それ以外の23ページ番号12-1から51ページ番号12-99は、ほぼ近隣ほ場の耕作者であるため権利の設定をするものです。ご審議よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

私から質問させてもらいますが、1つの業者が多く権利設定をしていますが、広さ的に大丈夫でしょうか。途中で投げられてしまうと大変ですので。

事務局（道下係長）

農林課が申請を受ける際に、一応確認をした上で受けたと思っています。

議長（角会長）

その他みなさんからご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと、まず、23ページ番号12-1から49ページ番号12-93までを一括して採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号12-94について採決したいと思います。これについては、関係者の関本農業委員は議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、50ページ、番号12-95から番号12-98について採決したいと思います。これについては、関係者の能登路農業委員は議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、51ページ、番号12-99について採決したいと思います。これについては、関係者の高橋農業委員は議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

議長（角会長）

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。

事務局から報告してください。

事務局（福田担当事務局長補佐）

報告いたします。

52ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、3件を受理しています。

53ページから54ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、5件を受理しています。

次に、55ページから62ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、37件を受理しています。

次に、63ページの非農地現況証明について、4件を証明しています。

次に、64ページから66ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、3件を回答しています。

最後に、67ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、3件を受付けています。

報告は以上です。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

森中推進委員

納税猶予の期間と、解除の条件について確認をしたいと思います。

議長（角会長）

担当がこの場にいませんので、文章にまとめて後日みなさんにお答えさせていただきます。

そのほかに何かありますか。

事務局（道下係長）

先月この総会の中で、3条で農地を取得した後、自身が所有していた農地を貸し出すことについての質問が出ました。耕作を何年したら農地を貸し出していいのかについて、基準があるのか県に確認しました。3条の申請書内には3年間の耕作予定を記入していただきますが、国の指導では3年3作するなどの制約をすることは適当ではないとされているそうです。農地法3条について申請が出た際には確認を行いますが、権利設定をした後に農地貸し出しをすることをとがめることはできないということでした。

船越農業委員

我々農業委員が3条に対して、判断する根拠になるものがないのでそれを早く作って欲しかったので、そこを切にお願いしたいと思います。

議長（角会長）

本日、予定していました審議は以上のとおりです。事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（福田担当事務局長補佐）

次回の総会に関して、1月10日（金）市役所4階401会議室におきまして、1月定例総会を開催予定としております。

なお、バスによる現地確認を予定しておりますので、午後1時30分に農業委員のみなさんは本庁舎東側玄関にお集まりいただき、総会に出席される推進委員のみなさんは、午後2時30分に401にお集まりください。詳細については、次回の開催通知にてご案内いたします。次に、12月の農地相談会は令和6年12月17日（火）午後2時から成実公民館、令和6年12月18日（水）午後2時から淀江支所となっております。

議長（角会長）

これを持ちまして、第9回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後4時00分